

米沢市合併処理浄化槽設置整備事業  
「補助金交付申請書類説明書」

《 令和8年度版 》



米沢市 上下水道部 下水道課 工事担当

〒992-0012 山形県米沢市金池五丁目1番23号

Tel 0238-22-4511(代)

Fax 0238-23-6177

Mail [gesui-ka@city.yonezawa.yamagata.jp](mailto:gesui-ka@city.yonezawa.yamagata.jp)

# も く じ

1	『補助金交付申請書』	.....	P 2
2	『し尿浄化槽設置調書』及び『浄化槽設置届出書』の写し	...	P 4
3	『浄化槽水質検査申込書』の写し	.....	P 5
4	『型式適合認定シート』	.....	P 6
5	『施工図』	.....	P 7
6	『工事請負契約書』の写し	.....	P 8
7	『登録証』	.....	P11
8	『登録浄化槽管理票（C票）』	.....	P12
9	『実績報告書』	.....	P13

米沢市合併処理浄化槽設置整備事業費補助金交付要綱については、市ホームページでご確認ください。各書式、様式は最新のものをご使用ください（法令改正等により若干変更しているものもあります）。

# 1 『補助金交付申請書』

## 【記入例】

米沢市長 あて

令和 年 月 日

申請者（浄化槽設置者）の氏名を記入してください。

事業団体名  
及び代表者名

令和 年度米沢市合併処理浄化槽設置整備事業費補助金  
交付申請書

標記の件について、下記のとおり申請いたします。

記

1 補助申請額 円

2 補助を受けようとする事業

米沢市合併処理浄化槽設置整備事業費補助金

団体名及び代表者名	
事務所の所在地	電話 番
役員の構成又は機構の概要	
設立の目的及び趣旨等の概要	
補助対象事業の内容	
住宅に合併処理浄化槽を設置	
事業着工予定年月日	令和 年 月 日
事業完了予定年月日	令和 年 月 日
住宅所有者	1. 本人 2. 本人含む共有 3. その他（ ）
敷地所有者	1. 本人 2. 本人含む共有 3. その他（ ）

市への提出年月日を記入してください。

配管工事分を申請される方は、その分も加算して記載してください。配管工事分の上限は33万円です。

申請者氏名を記入してください。

申請者の現住所を記入してください。

それぞれの予定年月日を記入してください。  
なお、着工予定日は、浄化槽埋設工事の着工予定日となり、この申請書の提出日以後の日付としてください。

浄化槽を設置する住宅及び敷地の所有者（名義人）該当する番号を丸で囲んでください。  
「3. その他」の場合は、所有者名を記入してください。添付書類に所有者の浄化槽設置に係る承諾書が必要です。

前年度歳入歳出決算額又は見込額	今年度歳入歳出予算額
歳入総額 円	歳入総額 円
内訳	内訳
	自己資金 円
	米沢市補助金 円
歳出総額 円	歳出総額 円
内訳	内訳
	別添見積書参照

見積書総額を記入してください。

見積書総額から補助金額を差引いた額を記入してください。

配管工事分を申請される方は、その分も加算して補助金額を記載してください。配管工事分の上限は33万円です。

見積書総額を記入してください。

### 3 添付書類

参考となる事項、資料等については、別途添付すること。

## 2 『し尿浄化槽設置調書』又は『浄化槽設置届出書』の写し

し尿浄化槽設置調書・・・米沢市都市計画区域内で「新築・増築」工事に伴う建築確認申請書の提出書類のひとつ。

浄化槽設置届出書・・・米沢市都市計画区域外に建築物を建築する際などの建築確認申請を要しない場合や既存の建築物に「浄化槽」を設置する場合の提出書類のひとつ。

※ いずれの場合も、あらかじめ市へ提出し受理印が押印されたもののコピーを提出してください。

【例】

市受理印

し尿浄化槽設置調書

1. 設置者の住所及び氏名	住所	米沢市金池五丁目2-25	
	氏名	米沢太郎 Tel. 22-0000	
2. 設置場所の地名及び地番	米沢市大字凸凹123番地		
3. 種類	①建設大臣型式認定浄化槽		②その他
	(名称 日立化成 KGF2-7型 認定番号 97-1H-007-2)		
4. 処理の対象	①し尿のみ	②し尿及び雑排水	
5. 当該浄化槽において処理するし尿等を排出する建築物の用途及び延べ床面積	①用途	①. 専用住宅 □. 店舗併用住宅 ②. 店舗 ③. その他 ( )	
	②延べ床面積	165.5 m <sup>2</sup>	
6. 処理対象人員及びその算出根拠	延べ床面積165m <sup>2</sup> 以上のため7人槽 7人		
7. 処理能力	①日平均汚水量	1.4 m <sup>3</sup> /日	
	②生物化学的酸素要求量の除去率	90 %	
	③放流水の生物化学的酸素要求量	20 mg/ℓ	
8. 放流先又は放流方法	①側溝 ②河川 ③湖沼 ④海域 ⑤地下浸透 ⑥その他 ( )		
9. 工事を行う予定の浄化槽工事業者野氏名又は名称及び登録番号	①氏名又は名称	金池設備工業(株)	
	②登録番号	知事(届〇〇)第米×号	
10. 着工予定年月日	年 月 日	11. 使用開始予定年月日	年 月 日
12. 屋外に設けるし尿浄化槽の吸気口及び排気口の積雪に対する措置	①フロアの雪囲い ②その他 ( )		
13. 付近の見取図及び建築物配置図	別図のとおり		
その他特記事項			
※			

添付書類 浄化槽法(昭和58年法律第43号)第13条第一項及び第2項に規定する建設大臣の認可に係る型式の浄化槽にあっては、構造図及び仕様書、その他の浄化槽にあっては、平面図、立面図、断面図、構造図、設計計算書及び処理工程図

(注) 1. 3種類の項、4処理の対象の項及び8放流先又は放流方法の項は、該当する事項を○で囲むこと。  
2. 13 付近の見取図及び建築物配置図の項には、設置位置、放流経路、放流先、方位、道路及び目標となる地物を明示すること。  
3. 14 その他特記事項の項には、処理対象人員と使用予定人員が異なる場合に、その使用予定人員を記入すること。  
4. ※印の項には記入しないこと。



# 4 『型式適合認定シート』

**型式適合認定書別添仕様書及び図面**

建築基準法施行令第35条第1項の大臣認定による嫌気濾床・生物濾過方式  
【大臣認定番号(認定年月日): DW1E-0014(平成14年12月10日)】

**株式会社 日立ハウステック**  
〒173-0004 東京都板橋区板橋三丁目9番7号(03)5248-5600

型式適合認定番号  
平成14年12月19日認定  
0051854 0071856 0081857 0101858

放流水質  
法令上の性能:  
BOD<sub>5</sub>90mg/L以下  
浄化槽の性能評価方法・同縮則による試験結果:  
BOD<sub>20</sub>0mg/L以下、SS15mg/L以下、大腸菌群数3,000個/cm<sup>2</sup>以下

型 式	生物濾過方式小規模合併処理浄化槽KGR2	-5型	-6型	-7型	-8型	-10型
型01C40c	型01C40c	型01C40c	型01C40c	型01C40c	型01C40c	型01C40c
0051854	0061855	0071856	0081857	0091858	0101859	0111860

**仕 様 表**

処理対象人員	5	6	7	8	10
嫌気濾床槽第1室	1.035	1.242	1.468	1.797	2.289
嫌気濾床槽第2室	0.517	0.669	0.842	0.917	1.230
生物濾過槽	0.400	0.400	0.400	0.543	0.543
処理水	0.139	0.139	0.139	0.210	0.210
消毒	0.021	0.021	0.021	0.021	0.021
A1	2.055	2.330	2.675	2.475	3.015
A2	1.864	2.139	2.494	2.284	2.824
B1	880	880	880	1,130	1,130
B2	708	708	708	958	958
a	2,155	2,430	2,775	2,575	3,115
b	980	980	980	1,230	1,230
c	450	450	450	450	450
d	450	600	600	600	600
e	600	600	600	600	600

【例】

材 質	DCPD(ジソフヘンタジエノ樹脂)
板厚	3~9
仕切板	FRP
濾床	FRP
濾床形状	網眼円筒状/ハチマキ板状/中空円筒状*
濾床材質	PP、PEまたはPET/PP、PEまたはPET/PP**
濾床長さ	PVC(ポリ塩化ビニル)、PPまたはPE
濾床型式	φ177×1.8m等(電機弁内蔵型1台または電機弁なし型2台)
吐出風量	80/80(ばっ気用/濾過用)
吐出風量(L/分)	195×800
仕切板	PVC、PPまたはPE
内径	100
材質	FC、FRP、FRC、PPまたはDCPD

注) 寸法の単位はmm、容量の単位はm<sup>3</sup>とする。

※嫌気濾床槽第1室/嫌気濾床槽第2室/生物濾過槽  
・振動、騒音、防虫、防臭対策は必要に応じて行う。  
・流入、設置条件によりオプション槽と組み合わせる。

The drawings illustrate the physical structure of the wastewater treatment unit. The top view (A-A) shows the circular layout of the three treatment chambers (anaerobic, anaerobic, and biological) with various ports and dimensions labeled. The side view (B-B) shows the vertical profile of the unit, including the filter media and air distribution system. Detailed views show the air distribution system with its piping and valves, and the biological filter components, including the filter media and support structure.



## 6 『工事請負契約書』の写し

### 工 事 請 負 契 約 書【例】

第1条 発注者\_\_\_\_\_（以下「甲」という。）及び浄化槽設置工事業者  
\_\_\_\_\_（以下「乙」という。）は、米沢市合併処理浄化槽設置整備事業  
費補助金の交付を受けて甲が行う合併処理浄化槽の設備工事に関し、対等な立場でこ  
の契約を締結し、信義を守り誠実にこれを履行する。

第2条 この契約は、次に掲げる工事に適用される。

工事場所 米沢市\_\_\_\_\_

工事期間 令和\_\_\_\_\_年\_\_\_\_\_月\_\_\_\_\_日 ~ 令和\_\_\_\_\_年\_\_\_\_\_月\_\_\_\_\_日

設置する浄化槽

メーカー \_\_\_\_\_ 機種 \_\_\_\_\_ 規模 \_\_\_\_\_ 人槽 \_\_\_\_\_

浄化槽法第4条第1項の規定による構造基準に適合し、かつ、生物化学的酸素要  
求量（以下「BOD」という。）除去率90%以上・放流水中のBOD20mg/l（日  
間平均値）以下の機能を有するところの、別添する図面及び仕様書に係る合併処理  
浄化槽。

工事の請負代金及び支払方法

請負金額 金\_\_\_\_\_円

支払方法 1) 現金 2) その他（\_\_\_\_\_）

第3条 乙は、この契約と添付の図面及び仕様書に基づき、前条の期間内に工事を完成し  
て契約の目的物を甲に引渡すものとし、甲は、引渡しと引換えに、その請負代金全額  
の支払を完了する。

第4条 乙は、この契約に係る工事を浄化槽法第29条第3項に従い浄化槽設備士  
\_\_\_\_\_に実地に監督させ、又は自ら浄化槽設備士の資格を有して、工事を  
実地に監督しなければならない。

第5条 甲及び乙は、この契約によって生じる権利又は義務を、第三者に譲渡又は承継させ  
てはならない。ただし、相手方の承諾を得た場合はこの限りではない。

第6条 乙は、この契約の履行について、工事の全部又は大部分を一括して第三者に委任し、  
又は請負わせてはならない。ただし、予め甲の書面による承諾を得た場合はこの限り  
ではない。

第7条 乙は、浄化槽法第4条第5項の規定による浄化槽工事の技術上の基準及び米沢市が  
定める施工に関する審査解説書に従って工事を行わなければならない。

第8条 甲は、やむを得ない場合には、工事内容を変更し、又は工事着手を延期し、若しくは工事を一時中止することを求めることができる。この場合において、請負代金又は工期を変更する必要があるときは、甲乙協議して定めるものとする。

2 本条による変更、延期、又は中止による損害は乙の責に帰すべき場合を除き、甲が負担する。

第9条 乙は、乙の責に帰することができない事由により、工期内に工事を完了することができないときは、甲に対して、遅滞なくその事由を明示して工期の延長を求めることができる。この場合、その延長日数は甲乙協議して定める。

第10条 工事の完了引渡しまでに、工事目的物その他工事施工について生じた障害は、乙の負担とする。ただし、その障害のうち甲の責に帰すべき事由により生じたものは、甲の負担とする。

第11条 乙は、工事のため第三者に損害を及ぼしたときは、その賠償の責を負う。ただし、甲の責に帰すべき事由による場合は、甲がその責を負うものとする。

第12条 乙は、米沢市が定める米沢市合併処理浄化槽設置整備事業費補助金交付要綱に基づき所定の期限内に所定の書類及び写真を、甲に提出しなければならない。

第13条 甲は、工事が本契約の規定又は第7条に定める基準に適合しないと認めるときは、乙に対し、相当の期限を定めてその瑕疵の修補を請求することができる。

2 甲は、浄化槽法第7条の規定により、水質に関する検査を受け、その結果、浄化槽の工事について改善の指摘を受けた場合は、乙に対し、相当の期限を定めてその瑕疵の修補を請求し、又は修補に代わる損害賠償を請求することができる。

3 前項に定める請求は、浄化槽の工事についての改善の指摘が甲の責に帰すべき事由に基づくものである場合には、することができない。

第14条 瑕疵の修補又は、損害賠償の請求権の行使は、引渡し後、5年以内に行わなければならない。

第15条 次の各号の一に該当するときは、甲又は乙は、催告その他何等の手續を要せずこの契約を解除することができる。

(1) 浄化槽の設置等の届出その他の必要な手続きが受理されず、または認められないとき。

(2) 工事用地につき、工事施工が著しく困難と判断される瑕疵が発見されたとき。

2 前項により、この契約が解除された場合は、乙はこの契約の履行のために乙において要した費用及び、乙において甲の為に既に支出した立替金を甲に請求することができる。

第16条 甲は、乙が工事を完了するまでは、乙の損害を賠償して、この契約を解除すること

ができる。

- 2 甲は、乙の契約違反によりこの契約の目的を達することができなくなったと認めるときは、催告、その他何等の手段を要せず、この契約を解除することができる。この場合、甲は甲の被った損害の賠償を乙に請求することができる。

第 17 条 次の各号の一に該当するときは、乙は、催告、その他何等の手段を要せず、この契約を解除することができる。

(1) 第 8 条に基づき、工事が一時中止され又は、甲の責に帰すべき事由により着工期日が延期された場合に、工事の一時中止又は、着工期日の延期の状態が 10 日以上継続したとき。

(2) 甲が請負代金を所定の期日に支払わなかったとき、または、請負代金の支払能力を欠くことが明かになったとき。

(3) 甲がこの契約に違反し、その結果、この契約を履行できなくなったと乙が認めたとき。

- 2 前項によってこの契約が解除された場合は、甲は、乙の損害を賠償するものとする。

第 18 条 乙の責に帰すべき事由により、標記引渡期日（工期が変更された場合は、変更後の工期に基づいて定められる引渡期日）までに工事の目的物を引渡すことができない場合は、甲は、遅延日数 1 日につき、請負代金総額の      分の 1 の違約金を請求することができる。

- 2 甲がこの契約に基づいて、乙に支払うべき金額を所定の期日までに支払わない時は、甲は該当金額につき、支払期日の翌日から支払完了の日まで、日歩      銭の割合による遅延損害金を乙に支払うものとする。

第 19 条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて、甲乙協議のうえ定めるととする。

以上契約の証として、本書 2 通を作成し、当事者記名捺印のうえ、各自 1 通を保有する。

令和      年      月      日

甲 注文者 住 所  
氏 名 ④


乙 請負者 住 所  
氏 名 ④

(浄化槽工事業登録番号： )

(又は届出番号： )

## 7 『登録証』


合併処理浄化槽設置整備事業に係る合併処理浄化槽登録要領第7条第1項の規定により、合併処理浄化槽設置整備事業における国庫補助指針に適合する浄化槽として登録されたことを証する証書。



【例】

# 登 録 証

住 所 東京都新宿区西新宿2丁目1番1号  
 氏 名 日立化成工業株式会社  
 取締役社長 内ヶ崎 功



全国合併処理浄化槽普及促進計画推進協議会会長

合併処理浄化槽設置整備事業に係る合併処理浄化槽登録要領第7条第1項の規定により、合併処理浄化槽設置整備事業における国庫補助指針に適合する浄化槽として登録されたことを証する。  
 なお、登録の有効期間は、平成15年12月17日とする。

登 録 番 号	1370201	登 録 年 月 日	平成9年12月18日
工場の所在地及び名称			
茨城県下館市大字下江連1250番地 日立化成工業株式会社 結城事業所			
広島県福山市箕沖町127番地の1 福山日立化成工業株式会社			
茨城県下館市大字下江連1250番地 日立化成工業株式会社 結城事業所内 日化プラスチック株式会社			
浄化槽の名称	KGF2-5, 6, 7, 8, 10型		
浄化槽の型式認定番号及び	97-1H-007, 97-1H-007-1 97-1H-007-2, 97-1H-007-3 97-1H-007-4		
型式認定年月日	平成9年8月27日		
備 考			
平成11年6月29日付工場名の変更			
平成11年6月29日付工場の廃止			
※平成12年12月15日付登録更新			

設置完了時に有効期間を過ぎていないものか確認してください。

# 8 『登録浄化槽管理票（C票）』

## 【例】

様式第1号（第5条関係）

〔補助申請書添付用〕  
又は全浄協会長送付用

### 登録浄化槽管理票（C票）

年 月 日

登録者 住 所 東京都新宿区西新宿2丁目1番1号

氏 名 日立化成工業株式会社

取締役社長 内ヶ崎 功

（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

この浄化槽は、合併処理浄化槽設置整備事業における国庫補助指針に適合する浄化槽として、全国合併処理浄化槽普及促進市町村協議会の登録を受けております。

登録者記入欄	① 登録番号	1370201	② 登録年月日	平成9年12月18日
	③ 浄化槽の名称	KGF2-5, 6, 7, 8, 10	④ 処理対象人員	5, 6, 7, 8, 10人
	⑤ 製造を行った工場の所在地及び名称	<input type="checkbox"/> 茨城県下館市大字下江連1250番地 日立化成工業株式会社 結城事業所 <input type="checkbox"/> 広島県福山市箕沖町127番地の1 福山日立化成工業株式会社 <input type="checkbox"/> 茨城県下館市大字下江連1250番地 日立化成工業株式会社結城事業所内 日化プラスチック株式会社		
備 考 本票は登録者が登録浄化槽を販売する際に、登録証の写しと併せて浄化槽設置者（補助申請者又は市町村）に回付すること。				

補助申請者又は市町村記入欄	⑥ 浄化槽設置者	フリガナ住所	
		フリガナ氏名	
		電話	
	⑦ 設置場所		
	⑧ 使用開始予定日	年 月 日	⑨ 使用予定人員
⑨ 浄化槽工事業者	フリガナ住所		
	フリガナ氏名または名称 知事登録・届出番号		
備 考 この書類は、合併処理浄化槽設置整備事業に係る補助申請書に登録証の写しと併せて添付すること。 市町村が設置者である場合は、全浄協会長（事務所）に送付すること。			

## 9 『実績報告書』

### 【記入例】

米沢市長 へ

令和 年 月 日

事業団体名  
及び代表者名

令和 年度米沢市合併処理浄化槽設置整備事業費補助金  
に係る事業実績報告書

標記について、補助金等交付決定通知書浄市補第 号事業実績報告  
を下記のとおり提出いたします。

記

1 事業の成果概要 合併処理浄化槽の設置

2 収支の状況 別紙のとおり

~~3 今後の運営方針~~

~~4 付された条件~~

5 その他

事業着工年月日 令和 年 月 日  
事業完了年月日 令和 年 月 日

この報告書の提出年月日を記入。  
工事完了後1ヶ月以内又は市長が別に定める日のいずれか早い日まで提出しなければなりません。

申請者（浄化槽設置者）の氏名を記入してください。

交付決定通知書の右上に記載されている番号を記入してください。

事業着工年月日及び事業完了年月日を記載してください。  
埋設工事完了日とは限らず、維持管理業務の契約及び工事施工確認等、事業全てが終了した日付です。

収支の状況

収入総額		円	精算書総額を記入してください。
内訳	自己資金	円	精算書総額から補助金額を差引いた額を記入してください。
	米沢市補助金	円	
支出総額		円	配管工事分を申請される方は、その分も加算して補助金額を記載してください。 配管工事分の上限は33万円です。
内訳			精算書総額を記入してください。

別添精算書参照

別記様式

令和 年 月 日

米沢市長 あて

氏名

令和 年度米沢市合併処理浄化槽設置整備事業計画変更承認申請書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった標記事業について、下記のとおり変更したいので申請します。

記

1 変更の内容